

第四期宮城県ニホンザル管理計画の達成状況及び
第五期宮城県ニホンザル管理計画の策定方針(案)
について

令和3年8月

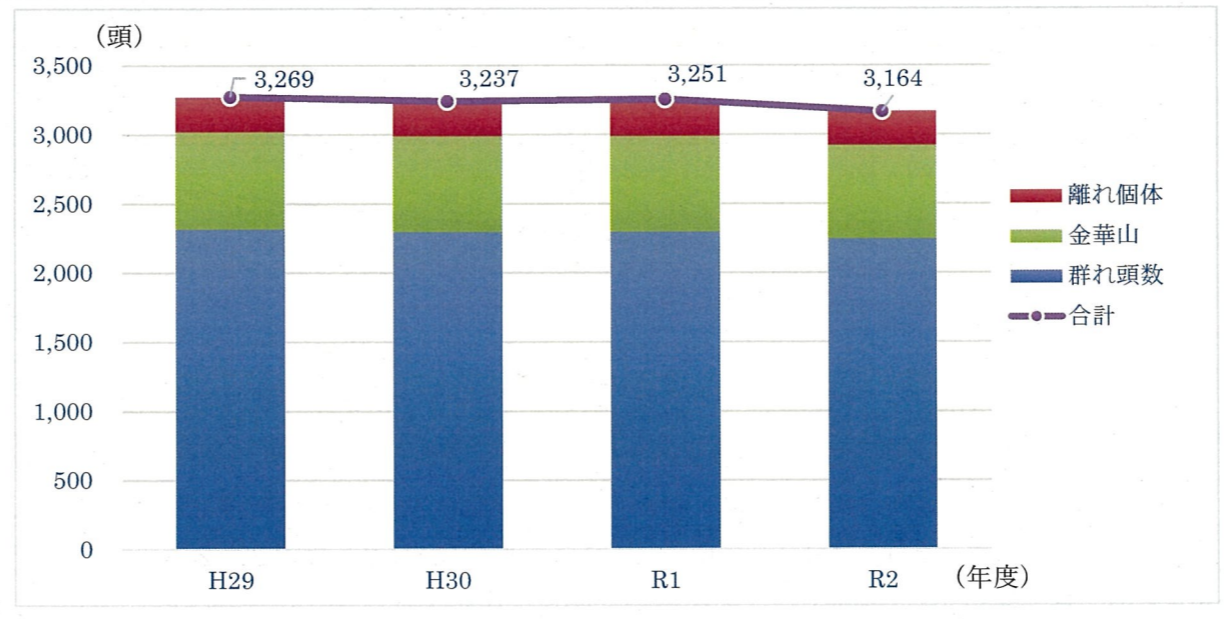
宮城県環境生活部自然保護課

特定鳥獣保護管理計画の策定に係るスケジュール(案)

次期特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール案 (令和4～令和8年度)		現特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール (平成29～令和3年度)		
国	県	国	県	
前々年度 以前	H28.3 H29.3 R3.3	特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル類編)改定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ツマ類編)改定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル類編、イノシシ編)改定	H22.3 H22.3 H28.3 H28.3	特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (イノシシ編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ツマ類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル類編)策定
8月上旬 R3.8.17 8月中旬～下旬	現計画達成状況、次期特定計画策定方針作成 期会 (現計画達成状況、次期計画策定方針) 各部会 (現計画達成状況、次期計画策定方針)	8月頃 H28.8.17 H28.8.23 H28.8.29 H28.9.1 H28.9.7 H28.10.28	現計画達成状況、次期特定計画策定方針作成 イノシシ部会 (2期計画達成状況、3期計画策定方針) ニホンザル部会 (1期計画達成状況、2期計画策定方針) ニホンザル部会 (3期計画達成状況、4期計画策定方針) ツキノワグマ部会 (2期計画達成状況、3期計画策定方針) 期会 (現計画達成状況、次期計画策定方針) 県自然環境保全審議会 (次期特定計画策定スケジュール説明)	
9月～10月	次期計画策定方針に係る関係機関からの意見照会			
11月頃	次期特定計画案作成	12月頃	次期特定計画案作成	
11月～12月頃	各部会 (次期特定計画案)			
12月頃	期会 (次期特定計画案)			
12月頃	自然環境保全審議会 (次期特定計画案諮問)			
12月頃	県議会常任委員会報告			
1月頃	パブリックコメント(次期特定計画案)	H29.1.17	イノシシ部会 (3期計画案)	
1月頃	東北地方環境事務所、隣接県、市町村協議	H29.1.16	ニホンザル部会 (2期計画案)	
1月頃	庁内各課、地保照会	H29.1.13	ニホンザル部会 (4期計画案)	
1月頃	(次期特定計画案)	H29.1.13	ツキノワグマ部会 (3期計画案)	
2月頃	パブリックコメント(必要に応じて計画修正)	H29.1.30	期会 (次期計画案)	
		H29.2.1	自然環境保全審議会 (次期特定計画案諮問)	
		H29.2.15 ～H29.3.14	パブリックコメント(次期特定計画案)	
		H29.2.15	東北地方環境事務所、隣接県、市町村協議	
		H29.2.15	庁内各課、地保照会 (次期特定計画案)	
		H29.3.14	県議会環境生活農林水産委員会報告	
3月頃	自然環境保全審議会 (次期特定計画案答申)	H29.3.22	自然環境保全審議会 (次期特定計画案答申)	
3月頃	公表・環境大臣へ報告	H29.3.29	公表・環境大臣へ報告	
3月頃	パブリックコメント(結果掲載・報告)	H29.3.30	パブリックコメント(結果掲載・報告)	
R4.4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行	H29.4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行	
4月頃	県議会常任委員会報告			

第四期宮城県ニホンザル管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）

現計画	達成状況	新計画（案）																				
<p>1 名称 第四期宮城県ニホンザル管理計画</p>		<p>第五期宮城県ニホンザル管理計画</p>																				
<p>2 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>																				
<p>3 計画対象区域 県内で群れが生息している9市町（仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市及び山元町）</p>		<p>●継続 引き続き、9市町を対象とする。</p>																				
<p>4 基本的な考え方 サルによる農作物被害の軽減とサルの過剰な人慣れ防止を図り、ニホンザルを県民全ての貴重な「自然遺産」として野生の尊厳を守りながら、長き将来にわたって管理していくという基本理念のもと、人とサルとの「良好な関係」を構築するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、具体的な目標を関係者合意の下で設定し、関係者それぞれの適切な役割分担の下で一丸となって講じ、その達成を図ることとする。 生息頭数及び群れが、増加傾向にあることから、個体数の増加に伴う新たな群れの発生を防ぐため、これ以上の個体数の増加を防ぐこととする。</p>	<p>第三期時の推定個体数と比較して、群れ数は2、200頭前後で推移しており、市町村の有害捕獲等により、平成28年度の2、295頭から、R2年度は2、246頭と、個体数増加を抑制できた。 また、群れの数については、金華山の純野生群を除くと、50群から54群へと増加した。</p> <p>①追いつきの効果検証 人馴れの防止を図るため、追いつき方法の確立を目的として、県の管理事業による追いつき効果の検証を以下のとおり実施した。 追いつきの経験がほとんどない群れでは、一週間経過後も農地や集落周辺にはほとんど出沒しなかった。 一方、人里に出沒するような群れについては、追いつき翌日には下流方向への移動が見られ、追いつき効果の持続性は低かった。</p> <table border="1" data-bbox="1092 1150 2056 1476"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施期間</th> <th>実施方法</th> <th>群れの数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>H29.12～ H30.3</td> <td>連発花火</td> <td>二口A群（1群）</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>H31.1～ H31.3</td> <td>連発花火</td> <td>笹谷峠A群、青根の群れ（2群）</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>R2.1～R2.2</td> <td>連発花火</td> <td>寒風沢の群れ（1群）</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>（検証のみ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2年度については、群れの生息状況調査及び群れ評価が優先的に実施されたため、試験的な追いつきの実施は見送られた。</p> <p>②生息分布及び新たな群れの発生について 本県の群れ数の変化については、R2年度調査で、仙台・川崎ポピュレーションの「関山峠の群れ」が「関山峠A群」及び「関山峠B群」に分裂し、白石ポピュレーションの「戸沢の群れ」が「戸沢A群」及び「戸沢B群」に分裂したことが確認された。 また、白石ポピュレーションの「苗振不明群」と「江志前不明群」は、群れとしての活動が確認できなかったため、群れカウント数から除外した。</p>	年度	実施期間	実施方法	群れの数	29	H29.12～ H30.3	連発花火	二口A群（1群）	30	H31.1～ H31.3	連発花火	笹谷峠A群、青根の群れ（2群）	R1	R2.1～R2.2	連発花火	寒風沢の群れ（1群）	R2	（検証のみ）			<p>●継続 引き続き、これまでの成果を踏まえながら、群れの数や個体数増加を抑制し、人とサルとの「良好な関係」の維持を図る。</p>
年度	実施期間	実施方法	群れの数																			
29	H29.12～ H30.3	連発花火	二口A群（1群）																			
30	H31.1～ H31.3	連発花火	笹谷峠A群、青根の群れ（2群）																			
R1	R2.1～R2.2	連発花火	寒風沢の群れ（1群）																			
R2	（検証のみ）																					

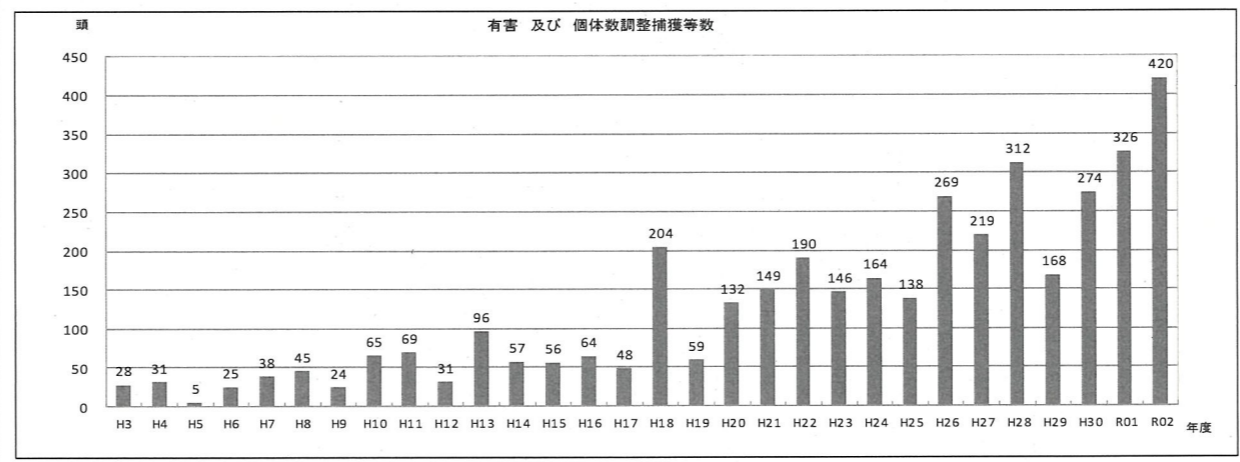


(2) 数の調整に関する事項
 個体数の増加が続いており、捕獲圧をかけていく必要があることから、個体数調整は対象区域市町村が策定する管理事業計画に基づき実施する。計画対象外の市町村では有害捕獲を実施する。

鳥獣被害防止総合支援交付金により、7市町村が実施した有害捕獲等へ補助を行った。加害個体の捕獲に関しては、捕獲後に群れの個体数や加害レベルをモニタリングし、捕獲による加害レベルの低下が図られたかを検証する必要がある。しかし、捕獲個体の半数以上について、由来する群れを特定できておらず、正確な効果検証までには至らず、群れの消滅に繋がる捕獲結果もみられた。

●変更
 引き続き、対象地域市町村の管理事業計画に基づいた有害捕獲の実施を検討する。

ポピュレーション	捕獲頭数				
	H29	H30	R1	R2	計
加美	8	52	59	24	143
仙台・川崎	87	133	120	113	453
七ヶ宿	32	35	97	198	362
白石	19	39	30	51	139
丸森西部	22	14	19	34	89
丸森東部	0	0	1	0	1
計	168	273	326	420	1,187



現計画	達成状況	新計画（案）																																																																						
<p>(3) ポピュレーション管理に関する目標</p> <p>ポピュレーションごとに防除対策を実施する。また、複数市町村にまたいで生息する場合は、関係市町村で検討会を実施し、連携して対策を講じる。</p>	<p>県では、仙台・川崎ポピュレーションを中心に追い上げを実施した。また、各市町村での防除策の実施状況は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1083 346 2065 741"> <tr> <td>電気柵の設置</td> <td>全ポピュレーション地域</td> </tr> <tr> <td>銃器または花火による追い払いの実施</td> <td>全ポピュレーション地域</td> </tr> <tr> <td>定期的パトロール等の実施</td> <td>全ポピュレーション地域</td> </tr> <tr> <td>テレメトリー等調査 ※（ ）内発信機装着頭数</td> <td>白石市（4）、七ヶ宿町（4）、川崎町（5）、丸森町（6）、仙台市（12）</td> </tr> </table> <p>関係市町村間での連携については、仙台市と川崎町と跨いで移動している「三森山の群れ」及び「本砂金の群れ」についてH28年度以降、両市町間での連携した対策を検討している。</p> <p>丸森町、七ヶ宿町では南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会（福島県県北地域及び宮城県仙南地区、山形県上山市などの市町村及びJAで結成した協議会）に参加しており、県境を越えた被害対策などの情報交換を実施されていた。</p>	電気柵の設置	全ポピュレーション地域	銃器または花火による追い払いの実施	全ポピュレーション地域	定期的パトロール等の実施	全ポピュレーション地域	テレメトリー等調査 ※（ ）内発信機装着頭数	白石市（4）、七ヶ宿町（4）、川崎町（5）、丸森町（6）、仙台市（12）	<p>●継続</p> <p>引き続き、加害群の特定や加害レベルに応じた群れごとの管理方針を検討する。</p>																																																														
電気柵の設置	全ポピュレーション地域																																																																							
銃器または花火による追い払いの実施	全ポピュレーション地域																																																																							
定期的パトロール等の実施	全ポピュレーション地域																																																																							
テレメトリー等調査 ※（ ）内発信機装着頭数	白石市（4）、七ヶ宿町（4）、川崎町（5）、丸森町（6）、仙台市（12）																																																																							
<p>(4) 被害の防除に関する目標</p> <p>農作物被害については、過去3か年の平均を下回ることを目標とする。また、生活被害や耕作放棄地の拡大を抑制するため、農地管理の促進を図るものとする。</p>	<p>第四期（H29～R3年度）のうち、R2年度（速報値）の被害状況は、被害面積及び被害量は過去3か年の平均を下回ったが、被害額は、平均を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="1074 1236 2074 1467"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>H29～R1 平均</th> <th>R2 (速報値)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積 (ha)</td> <td>7.97</td> <td>7.0</td> <td>▲ 0.97</td> </tr> <tr> <td>被害量 (t)</td> <td>37.5</td> <td>34.2</td> <td>▲ 3.3</td> </tr> <tr> <td>被害額 (万円)</td> <td>561</td> <td>711.9</td> <td>▲ 150.9</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1003 1524 2145 1948"> <p style="text-align: center;">被害面積 (ha)</p> <table border="1"> <caption>被害面積 (ha) の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被害面積 (ha)</th> <th>過去3か年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>11</td><td>22</td></tr> <tr><td>H17</td><td>4</td><td>22</td></tr> <tr><td>H18</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr><td>H19</td><td>13</td><td>10</td></tr> <tr><td>H20</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr><td>H21</td><td>8</td><td>12</td></tr> <tr><td>H22</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr><td>H23</td><td>6</td><td>9</td></tr> <tr><td>H24</td><td>17</td><td>8</td></tr> <tr><td>H25</td><td>8</td><td>11</td></tr> <tr><td>H26</td><td>15</td><td>10</td></tr> <tr><td>H27</td><td>14</td><td>13</td></tr> <tr><td>H28</td><td>10</td><td>12</td></tr> <tr><td>H29</td><td>8</td><td>13</td></tr> <tr><td>H30</td><td>5</td><td>11</td></tr> <tr><td>R1</td><td>11</td><td>8</td></tr> <tr><td>R2</td><td>7</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> </div>	被害項目	H29～R1 平均	R2 (速報値)	増減	被害面積 (ha)	7.97	7.0	▲ 0.97	被害量 (t)	37.5	34.2	▲ 3.3	被害額 (万円)	561	711.9	▲ 150.9	年度	被害面積 (ha)	過去3か年平均	H16	11	22	H17	4	22	H18	13	13	H19	13	10	H20	10	10	H21	8	12	H22	10	10	H23	6	9	H24	17	8	H25	8	11	H26	15	10	H27	14	13	H28	10	12	H29	8	13	H30	5	11	R1	11	8	R2	7	8	<p>●変更を検討</p> <p>サルによる農林業被害額は年度による変動が大きく、過去数年間の平均値を管理目標とした場合、被害額が大きい年度の値に影響されやすい。</p> <p>長期的に減少傾向に誘導できるような指標について検討する。</p> <p>（例：計画期間中、農業被害額はR2年度の被害額から3割減の約498万円以下を維持する。等）</p>
被害項目	H29～R1 平均	R2 (速報値)	増減																																																																					
被害面積 (ha)	7.97	7.0	▲ 0.97																																																																					
被害量 (t)	37.5	34.2	▲ 3.3																																																																					
被害額 (万円)	561	711.9	▲ 150.9																																																																					
年度	被害面積 (ha)	過去3か年平均																																																																						
H16	11	22																																																																						
H17	4	22																																																																						
H18	13	13																																																																						
H19	13	10																																																																						
H20	10	10																																																																						
H21	8	12																																																																						
H22	10	10																																																																						
H23	6	9																																																																						
H24	17	8																																																																						
H25	8	11																																																																						
H26	15	10																																																																						
H27	14	13																																																																						
H28	10	12																																																																						
H29	8	13																																																																						
H30	5	11																																																																						
R1	11	8																																																																						
R2	7	8																																																																						

現計画	達成状況	新計画(案)
	<p style="text-align: center;">被害量 (t)</p> <p style="text-align: center;">被害金額 (千円)</p> <p>また、令和2年度鳥獣防止対策広域連携支援業務等により、勉強会を開催し取組を推進した。</p>	

2 管理目標に向けた具体的取り組み

(1) 人との関係から見たサルの評価

群れごとの評価を行い、具体的な対策については、群れの評価に基づいて決定する。また、複数の市町村を移動している場合は、関係市町間で検討会等を開催し、情報共有や連携を密にして、評価及び対策を実施する。

なお、今まで農作物・生活被害が発生していない地域への被害の拡大も危惧されることから関係する被害が発生していない市町村においても情報収集に努めることとする。

県はR2年度に、それまでの調査結果に基づき、群れのレベル判定を行い、市町村に対して情報公開したが、市町村が実施する有害捕獲で捕獲された個体の半数以上について、由来する群れを特定できておらず、レベルごとの対策が正しく行われていなかった。

<群れごとの評価及び対策> ※群れ名はR2年度調査結果による

ポピュレーション	群れ名	評価レベル	市町村における対策
加 美	小野田A群	A~D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払いの実施 ・ 電気柵の設置 ・ 捕獲わなの設置
	小野田B群		
	寒風沢の群れ		
	宮崎B群	F~WF	・ 有害捕獲の実施、防除機材の購入助成
仙台・川崎	定義A群	A~D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い上げ ・ 定期被害パトロール ・ 電気柵の設置 ・ テレメトリー受信機装着、更新
	定義B群		
	関山峠A群		
	奥新川B1群		

●**継続**

引き続き、群れの性質や遊動域の変化に応じてレベル判定を行う。

市町村に対しては、群れのレベルに応じた追い上げや侵入防止等の被害防除対策や、防除策の効果が期待できない群れの有害捕獲など、個体数管理の支援を行う。

現計画	達成状況			新計画(案)
		奥新川B3群	A~D	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹系樹木管理の指導と啓発 ・餌付け禁止の看板を設置 ・未収作物及び生活ゴミの管理徹底を指導 ・農地周辺や里山の管理に係る助言や啓発 ・全頭捕獲可能な大型捕獲施設を設置 ・箱わなによる多頭捕獲を実施
		二口A群		
		二口B群		
		高倉山B群		
		高倉山C群		
		小屋沢の群れ		
		笹谷峠B群		
		青根の群れ		
		青下の群れ		
		高倉山A群	D~F	
		太郎川の群れ		
		三森山の群れ	E~F	
		本砂金の群れ		
		秋保大滝B群	WF	
	七ヶ宿	七ヶ宿A群	A~C	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い活動の実施 ・電気柵の設置, 電気柵設置の導入補助 ・テレメトリー受信機装着, 更新 ・南奥羽鳥獣外防止広域対策協議会に参加 ・放棄・取り残し農作物の除去の指導徹底 ・耕作放棄地の軽減, 箱わなの増設や改良 ・有害捕獲
		七ヶ宿C群		
		七ヶ宿D群		
		七ヶ宿E群		
		七ヶ宿G群		
		七ヶ宿H群		
		七ヶ宿I群		
		七ヶ宿J群		
		七ヶ宿K群		
		七ヶ宿M群		
		七ヶ宿B群		
		七ヶ宿F群	E	
	七ヶ宿L群	未調査		
	白石	戸沢A群	B~C	<ul style="list-style-type: none"> ・追い上げの実施 ・電気柵の設置 ・電気柵の設置補助事業 ・廃棄野菜・生ゴミの適正処理を指導 ・有害捕獲
		江志前の群れ		
		上戸沢の群れ		
		猿鼻A群	D~E	
		猿鼻B群		
		戸沢B群	E~F	
		新町A群		
		越河の群れ		
	新町B群	未調査		
丸森西部	耕野の群れ	C~D	<ul style="list-style-type: none"> ・花火を使った追い払い ・鳥獣被害対策実施隊による追い払い ・電気柵を設置 	
丸森東部	大内A2群	C~D		
	大内B群			

現計画	達成状況			新計画(案)
	薄平の群れ	C~D	・防護柵の設置	
	大内A1群	D~E	・有害捕獲	
	大内A3群			
	青葉の群れ	F		
	<p>県では、「宮城県ニホンザル管理事業業務」受託者を介して、市町村の捕獲計画に対し、専門的見地から農作物被害を及ぼす加害個体のみ限定した捕獲に切り替えるなどの働きかけを強め、全頭捕獲による群れ消滅の可能性を軽減するよう努めた。</p>			
<p>(2) 群れ外オスに対する対策</p> <p>群れへの悪影響を最小限に食い止めるため、専門家や専門機関の助言や指導を受けながら、問題のオスをきちんと識別した上で、捕獲する必要がある。</p> <p>A~Dレベルの群れ外オス(非追随オス)は1か所にとどまらず通過していくのが常なので、目撃したら直ちに可能な手段で追い払いを行う。</p>	<p>群れ外オスの目撃情報については、R2今年度は6月から7月にかけて、蔵王町内で複数あった。(群れ外オスなのか群れに属するサルなのか、判別つかず。)</p>			<p>●継続</p> <p>引き続き、目撃情報周辺を遊動域とする群れのレベルと比較し、加害レベルが高い個体は、捕獲に努める。</p>
<p>(3) 檻で捕獲された個体の処理方法</p> <p>檻で捕獲された個体の処分は国の「動物の処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に沿い、できるだけ苦痛を与えない方法によるものとし、実験動物としての利用は行わない。ただし、管理に関する資料(遺伝子解析等)として活用することは妨げない。また、残渣は山野に放置することなく適切に処理する。</p> <p>なお、市街地に現れた群れ外オス(非追随オス)を捕獲した場合についても、上記に準じた処理を行うものとし、奥山放獣は評価レベルの高い群等に対する悪影響が大きいので絶対に行なわない。</p>	<p>仙台市では、止めさしは銃器で実施され、ペット斎場で焼却または土地所有者の許可を得るなどして埋設により適切な残渣処理が行われたことを確認した。</p> <p>加美町では、焼却により適切な残渣処理が行われたことを確認した。</p> <p>七ヶ宿町では、止めさしは銃器で実施され、土地所有者の許可を得るなどして埋設により適切な残渣処理が行われたことを確認した。</p>			<p>●継続</p> <p>引き続き、残渣を山野に放置しないよう、市町村に対して、埋設や焼却等による適切な処理を行ってもらうよう努める。</p>
<p>(4) 狩猟者の確保</p> <p>高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るため、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施する。</p> <p>また、個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。</p>	<p>狩猟免許試験の休日、複数会場での実施</p> <p>平成29年度及び平成30年度：4日間7会場を実施</p> <p>令和1年度から令和3年度まで：5日間8会場を実施</p> <p>市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施</p> <p>H29：柴田町、H30：丸森町、R1：栗原市、R2：大崎市、R3：大崎市</p> <p>新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施</p> <p>狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和2年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。</p>			<p>●継続</p> <p>既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等を実施し、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>
<p>(5) 生息地及び周辺環境の整備</p> <p>群れの遊動域内及び後背地の森林については、各市町村の森林整備計画との整合性を図りつつ、農耕地及び人家から離れた場所を中心に現存する広葉樹林の保全(高齢級化した広葉樹の利活用と更新を含む)、針葉樹林の</p>	<p>農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進した。</p> <p>また、サルによる被害が確認される地域においては、県有林の管理や国庫補助事業を活用した農地隣接民有林の間伐等、森林整備を実施した。</p>			<p>●継続</p> <p>引き続き、生息地及び周辺環境の整備推進を行う。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）
針広混交林への誘導や間伐などによる下層植物の回復などを行う。		
<p>(6) 餌やりなどの行為の禁止</p> <p>サルへ餌を与えないよう住民や観光客に対する広報・指導等を徹底する。</p>	<p>仙台市では、観光地等において餌付け自粛の看板設置、チラシ配架が実施された。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、周知徹底する。</p>
<p>(7) 誘引要因の除去</p> <p>農地及び人家周辺など、人の生活圏をサルに餌場として認識させないよう、次の事項に留意し、サル誘引要因の除去を徹底する。</p> <p>①農地周辺</p> <p>山林と農地との間の雑木、藪、雑草等は、サルに隠れる場所を提供し農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づき難い環境をつくる。また、農地の野菜や果実の取り残し、廃棄果実の放置は、サルを誘引定着させる要因となるため、一つ残さず収穫するか廃果を埋めるなど農家等に注意を喚起し、その徹底を促す。</p> <p>②人家周辺</p> <p>生ゴミや果実等は、サルを誘引定着させる要因となるため、屋外への生ゴミ放置の禁止や庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。</p> <p>③スギ植林地</p> <p>管理の行き届かないスギ植林地は、サルの農耕地への侵入を容易にするとともに、農耕地から追い払われた際の逃げ込み場所ともなることから、人家や農耕地に接するスギ植林地は、間伐や下草の刈り払い等の適正な森林管理について普及啓発に努める。</p>	<p>①農地周辺</p> <p>県では、水稻の被害削減のための水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業の推進を支援した。</p> <p>②人家周辺</p> <p>市町村では、廃棄野菜、未収穫果樹の適正管理、ゴミ管理の徹底、転作田の大豆収穫後の適正管理について広報を行い、住民に対し普及啓発を行った。</p> <p>③スギ植林地</p> <p>県では、サルの生息域において、森林整備に活用できる補助事業の情報をホームページに掲載し、周知を図った。また、各種関連会議の場で事業に関する情報提供を行った。</p> <p>さらに、県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防除技術の情報提供を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、未収穫農作物の放置などを行わないよう、市町村と連携して指導を行う。</p> <p>また、森林整備に関する補助事業等の周知を図り、農地周辺の未整備森林の解消を支援し、生産者のニーズに応じて被害防止技術を提供する。</p>
<p>(8) モニタリング調査等</p> <p>①生息状況に関するモニタリング</p> <p>ポピュレーションごとに群れや群れ外オスの生息分布、個体数、群れの社会構造、群れの遊動域、人馴れの程度について調査を継続し、生息状況の全般を常に把握する。</p> <p>②農作物・生活被害状況に関するモニタリング</p> <p>市町村は、農業者、農業協同組合等の協力を得て農作物被害や市町村窓口で寄せられる住民からの生活被害の実態を適切に把握しながら、実情に即した効果的な被害防除対策を立案する。</p> <p>③生息環境に関するモニタリング</p> <p>県は、群れ単位及びポピュレーション単位で、土地利用の実際や自然災害（大雪、大雨等）による影響、樹木の結実の状況を森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化が採餌や繁殖条件に及ぼす影響を把握する。</p>	<p>①生息状況に関するモニタリング</p> <p>県では、「宮城県ニホンザル管理事業業務」を委託業務として、生息状況、被害状況、捕獲状況等の調査を行った。</p> <p>②農作物・生活被害状況に関するモニタリング</p> <p>地域住民からの被害に関する苦情に対応しているが、個別対応となってしまう、正確な状況把握までには至らなかった。</p> <p>③生息環境に関するモニタリング</p> <p>サルの遊動域における生息環境のデータをとりまとめた。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、群れごとの生息頭数を把握し、被害防止策の見直しを行う。また、新たに派生、あるいは発見された群れについても群れの由来や頭数の把握に努める。</p>
<p>(9) 交雑防止対策について</p> <p>タイワンザル等外国産のサル類が野外で発見された場合には、速やかな</p>	<p>計画期間中に外国産サルが野外で発見されたとの報告はなかった。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、情報収集に努める。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>当該個体の捕獲による根絶及び交雑防止を図る。</p> <p>3 管理計画の実施及び見直しに必要な事項について</p> <p>(1) 管理事業の実施</p> <p>①実施体制 保護管理計画に基づく管理事業の実施は、県、市町村、農業者、地域住民、農業団体、狩猟者団体、森林管理署、専門家（専門機関）等が連携して実施する。</p> <p>②実施計画の作成 県は、市町村が作成した実施計画を取りまとめ、県全体の実施計画を毎年度策定する。</p> <p>③事業の実施 県、市町村、農業者、地域住民、狩猟者団体等の実施主体が、それぞれの役割に応じて事業を実施し、NPO団体や個人ボランティアの協力も得られるよう努める。また、県は、地方振興事務所単位で実施計画の検討及び市町村間の調整を行うとともに、追い上げ技術の指導、農作物被害防除や農地管理技術の指導・支援、被害対策組織の体制整備等に努める。</p> <p>④調査等 県は、モニタリング調査を市町村、狩猟者団体、農業者団体、専門家（専門機関）等の協力を得て実施し、管理事業の実施効果を検証するとともに、長期的展望に立った先進的な被害防除対策の情報収集及び各種の被害防除実験（追い上げ、効果的な特定個体の捕獲、群れ外オス対策等）を実施し、その成果を県、市町村等による実施計画の策定、見直し等に反映させる。</p>	<p>①実施体制 地方振興事務所で連携会議等を開催した。</p> <p>②実施計画の作成 毎年度、実施計画を策定した。</p> <p>③事業の実施 地方振興事務所で連携会議等を開催し、被害対策を支援した。</p> <p>④調査等 毎年モニタリング調査を実施しており、生息頭数、群れの状況についての調査、及び試験的な追い上げ効果の検証を実施した。また、有識者による専門部会を開催し、対象市町村の農業被害実績や被害防除策の実施状況を報告し、専門家の意見聴取を行い、実施計画に反映させた。</p>	<p>●継続 引き続き、関係機関の間で、生息動向や被害状況の情報共有を図っていく。また、広域的に連携した管理体制の整備を目指す。</p>
<p>(2) 普及啓発・広報活動 県及び市町村は、関係者の協力の下、追い上げ技術や農作物被害防除技術、サル生態や行動等について情報を収集し、研修会の開催やパンフレットの配布などにより、住民や観光客に対し、サルとの基本的な接し方や個人でできる被害防除方法についての普及啓発に努める。 管理計画の実施に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県は、対策等についてホームページ等により公表するほか、自然保護関連行事等を通じ普及啓発を行う。</p>	<p>サルの計画作成済み市町村16市町のうち10市町に対し、市町村鳥獣被害防止計画の策定支援を行った。また、鳥獣被害アドバイザー職員を養成するため、農業普及指導員を国の養成研修への派遣を実施した。 管理計画や関係資料はホームページで公開し、広く周知を図った。</p>	<p>●継続 継続して、管理計画や被害防除方法を広く周知する。</p>
<p>(3) 隣接県との連携 県内のサル生息分布域は、県境を越えて隣県にまたがることから、広域での情報交換や対策を話し合える連携体制の拡充を図りながら、被害防止対策を実施してきた市町村や関係機関とこれまでの内容を検証し、より効果的な対策を講じることとする。また、担当者の意識・知識向上のため研修会を実施する。</p>	<p>電話やメールなどで、保護管理に関する情報交換を実施した。</p>	<p>●継続 引き続き、情報交換等を実施する。</p>